

一時保護児童への学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 一時保護中の児童に対して、ひとりひとりの児童に応じた学習内容を充実させ、学習環境を向上させる体制を確保することにより、一時保護期間中の学習保障を行い学力の維持・向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、大阪市が実施し、本市が適当と認める法人等に委託することができる。

(対象児童)

第3条 一時保護所入所児童とする。

(事業内容)

第4条 この事業は次のことを行うものとする。

- (1) 学力の把握
- (2) 平日（月曜日～金曜日）の学習時間の運営
- (3) 個別の学習支援の実施
- (4) 学習支援方針の策定
- (5) 学校等との連携
- (6) 本市職員との連携・情報共有
- (7) 事業報告の作成

(実施場所)

第5条 この事業は、中央こども相談センター、北部こども相談センター及び南部こども相談センターにおいて実施する。

(実施日)

第6条 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。

(留意事項)

第7条 事業担当職員は、業務を行うにあたって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

2 本事業の実施にあたっては、安全の確保及び保健衛生に十分留意すること。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。